

個人情報保護法の3年ごと見直し に対する意見

2024年4月4日

- (一社) 日本経済団体連合会
日本商工会議所
- (公社) 経済同友会
- (一社) 新経済連盟
- (一社) 日本IT団体連盟
- (一社) Fintech協会
- (一社) シェアリングエコノミー協会
プライバシーテック協会

- データドリブン社会を構築する上で、個人の権利利益の保護と利活用の両立が極めて重要
- 個人情報保護法の見直しにあたっては、運用で齟齬を来すことのないように、個人はもとより、事業者を含む、わが国経済社会全体の広範なステークホルダーとの双方向かつ丁寧なコミュニケーションを行うべき

要望①：個人データ等の定義の明確化

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「個人情報」「個人データ」「個人情報関連情報」「保有個人データ」「匿名加工情報」「仮名加工情報」等、複数の定義が乱立
- 取扱事業者等は、「個々の情報がどれに該当するか」「規律の何が重複し、何が違うのか」など、必要な対応の峻別・判断に苦慮。取扱いに当たって混乱が発生
- 加えて、先般の改正電気通信事業法において、特定利用者情報に関する規律等も創設されるなど、一つの情報に複数のラベリングがなされている場合、管理が煩雑になり、理解も困難

【要望】

- 個人情報保護委員会等は、国民・利用者の視点に立って、一層複雑に錯綜する「個人データ」等の定義を整理、明確化すべき

要望②：「3年ごとの見直し」について

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「3年ごとの見直し」が規定
- 3年というスパンで、アセスメントが不十分、あるいは規制対応に追われ利活用が進まないまま、新たな規制が追加され、実質的に利活用ではなく規制強化のみが繰り返されることを懸念

【要望】

- 機械的に「3年ごとの見直し」を行うのではなく、「3年後めどの見直し」とすべき
- そのうえで、まず法改正・規制強化ありきではなく、累次の法改正施行状況に関するアセスメントを徹底し、その結果を踏まえた見直しの要否も含め、透明性の高い検討を前広に進めるべき

要望③：漏えい等報告等の負担軽減

【現状／課題】

- 漏えい等報告の目的と効果が不明
- 事業者は、漏えい等報告や本人への通知に相当のリソースを割かざるを得ず。とりわけ「漏えいのおそれ」に該当するか否か判断する際、自ずと報告対象が広がり、過度な負担が発生

【要望】

- まずは、本法に基づく漏えい等報告によってこれまで蓄積されたデータベース（例：漏えい等報告の実態や報告の活用状況等）を踏まえ、エビデンスに基づき、検証した結果を公表すべき
- その上で、制度の趣旨・目的に照らしつつ、リスクベースアプローチによる合理的な範囲に報告対象を絞り込むなど、現在の報告・通知の在り方を見直すべき

要望④：本人同意を要しない第三者提供・利活用

【現状／課題】

- 同意取得の例外が認められる範囲が極めて限定的。契約履行・不正利用防止・公益等が目的でも本人同意が求められることから、データ利活用を著しく阻害

【要望】

- 同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
- 例えばEHDS (European Health Data Space) によりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人情報を保護する制度の在り方も検討すべき

要望⑤：課徴金および団体訴訟制度の導入反対

【現状／課題】

- 個人情報取扱事業者は個人情報保護法を遵守（法第148条に基づく命令が発出された事例は殆どなし）
- 然るに、今般の3年ごと見直しに向けた検討においては、課徴金および団体訴訟制度の導入も議論の俎上に上っているところ

【要望】

- 小規模事業者を含め、企業の個人データの活用を萎縮させるおそれがあることから、個人情報保護法への課徴金および団体訴訟制度の導入には、強く反対

Appendix

1. 漏えい等報告・本人通知に関する事例

(1) 事業者の負担に鑑みた報告・通知の必要性・妥当性

- サイバー攻撃について、「おそれのある事案」をすべからず報告するのは過度な負担
 - 「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」の場合、1件でも報告対象とされるのは過度な負担
 - 漏えい等のおそれに係る事案では、技術や状況を総合的に勘案し、第三者に閲覧等されていないと評価できる案件でさえ、「第三者に閲覧されていないことが100%保証されるか」という極めて厳密な評価運用によって、報告対象に
- 他者（顧客等）に帰責性がある場合も事業者が報告する義務
- 1件でも本人通知できない場合には公表する義務

(2) 非現実的な報告期限

- 報告期限の「速やか」の目安は、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3~5日以内

(3) 逆効果となりかねない本人通知義務

- 本人に確実に到達する手段がない場合（連絡先情報が改ざんされた可能性がある、本人確認が行われていない等）では、不確かな連絡先に通知することにより新たな漏えいが発生するおそれがあり、かえって本人の権利利益を損なうことも

(4) 不明瞭な公表の趣旨・目的

- 個人情報委の不透明な判断基準によって監督権限が行使されることで、事業者のブランドイメージが毀損されるおそれ

2. 本人同意に関する事例

(1) ヘルスケアデータの利活用阻害

- 前回の法改正に伴い、製薬企業が実施する一部の研究は「公衆衛生の向上に特に資するもの」と位置付けられたところ。ただし製品開発は対象外
- しかし、公衆衛生例外の利活用目的が例示されたQ&Aには「本人の同意を得ることが困難であるとき」や「研究結果を広く共有・活用すること」など、様々な要件が課されており、特許の取得は許されないことから、製薬企業等にとって、例外規定を踏まえた利活用はほぼ不可能

(2) 不正検知情報の利活用阻害

- なりすましや不正アクセス、カード不正利用や詐欺事案などに関連する個人データ等を不正行為の防止を目的として他事業者と共有するためには、同意取得が必須
- また、事業者が不正を検知して対処した情報や、捜査事項照会がない事案についても本人同意なく警察への提供が不可能
- しかし、本人に同意を求めることは、利用目的に照らして不適切

(3) 利用者の同意疲れ

- 利用者が予見可能な範囲における情報の適正利用に関しても同意が必要

(例) ホテル等の予約に関するマッチングプラットフォームにおいて、ユーザーが予約することにより当該ホテル等に個人情報提供されることは当然予想される。同意取得を必須としないことで、同意疲れの軽減に寄与



Keidanren
Policy & Action

